

(公印省略)

事 務 連 絡
令和2年5月18日

保護者 各位

うきは市長 高木 典雄
(福祉事務所 保育所係)

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について

日頃より、うきは市保育行政にご協力をいただきありがとうございます。

国は、令和2年5月14日に福岡県に発出されていた緊急事態宣言を解除することを決定しました。

解除はされたものの引き続き感染拡大への警戒を続ける必要があるため、うきは市では登園自粛要請期間を5月30日(土)まで継続することといたします。

なお、登園を自粛した際の保育料・副食費については、日割り計算により返還をいたします。

保護者のみなさまには、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためご不便をおかけしておりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

うきは市役所
福祉事務所 保育所係
0943-75-4961 (直通)